

平成 25 年 度

第1回 練馬区国民健康保険運営協議会

会 議 録

平成25年度 第1回練馬区国民健康保険運営協議会 会議録

1 日時 平成25年8月29日(木) 午後2時～午後3時

2 場所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室

3 出席委員

(1) 運営協議会委員 20名(会長、 会長代理)

ア 被保険者代表委員

安倍 孝治、岩橋 栄子、鬼澤 幸夫、齋藤 教子、高須 光代、武川 篤之、豊田 英紀

イ 保険医・保険薬剤師代表委員

町野 満、市毛 繁実、関東 英雄、名古屋 昌宏、上原 瑠美子

(欠席 白戸 千昭、三浦 典子)

ウ 公益代表委員

中島 力、むらまつ 一希、 酒井 妙子、きみがき 圭子、とや 英津子、岡本 昌子

(欠席 松丸 晴美)

エ 被用者保険等保険者代表委員

小池 敏夫、小山 誠

(2) 事務局 15名

区長、区民生活事業本部長、区民部長、国保年金課長、収納課長、他職員10名

4 公開の可否 公開

5 傍聴者 なし

6 議題

(1) 委嘱状交付

(2) 委員紹介

(3) 保険者挨拶

(4) 会長、会長代理選出

(5) 会議録署名委員の選出

(6) 報告事項

- ・ 社会保障制度改革国民会議報告書の概要(国保関係)について
- ・ 平成24年度国民健康保険料の収納結果について
- ・ その他

7 配付資料

【資料1】	社会保障制度改革国民会議報告書の概要(国保関係)
【資料2】	「平成24年度 国民健康保険料収納統計(年度更新確定)」

8 会議の概要と発言要旨

区民生活事業本部長

本日は、お忙しい中をご出席いただきありがとうございます。

私は区民生活事業本部長の大羽でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまから、平成25年度第1回国民健康保険運営協議会を開催したいと思います。本日の運営協議会でございますが、任期満了に伴う改選のため、ただいま会長が空席となっております。そこで、本日の運営協議会は区長名で招集してございます。会長選任まで、暫時、事務局に司会進行を務めさせますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

国保年金課長

国保年金課長の三浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。ただいま本部長から説明がありましたとおり、会長選任までの間、事務局で司会進行を務めさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

それでは、最初に委嘱状の伝達を行います。区長より委嘱状をお渡しいたします。区長が各委員の席まで参りますので、そのままお待ちいただければと思います。

委嘱状交付

国保年金課長

ここで、今回は改選されました委員の皆様から一言ずつ自己紹介をいただきたいと思っております。

各委員自己紹介

ありがとうございました。ここで、事務局を紹介させていただきます。

事務局紹介

国保年金課長

それでは、保険者を代表しまして区長からご挨拶を申し上げます。

区長

区長の志村でございます。国民健康保険の保険者としてご挨拶を申し上げます。ただいま皆様に委員の委嘱状をお渡しいたしました。これから2年間にわたりまして委員を引き受けていただくことに心から感謝を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

国民健康保険事業を取り巻く状況ですが、急速な高齢化また医療の高度化などによりまして、医療費が年々増加しているのが実情でございます。加えて国民健康保険制度、この加入者でございますが、最近の動向といたしまして高齢者の方、また無職の方、こういった方々が飛躍的に集中するような構造的な課題をはらんでおります。区におきましても保険料収入につきまして、昨年度は収納率がやや向上するというような明るい兆しが見えてきた一方で、一般会計から国保会計に繰り入れている金額が依然として80億円となっており、これは本当に保険財政のうえで厳しい状況が続いております。

また、国は社会保障制度の改革のなかで、医療保険制度につきましても抜本的な見直しをすることとしています。今月は社会保障制度改革の国民会議の最終報告がございました。そのなかで国民健康保険における保険者の都道府県移行の必要性について述べられております。今後、具体的な議論が行われていくと思いますが、区としても動向を注視し、制度改革に向けた準備を進めていかなくてはならないと考えております。このような状況のもとで、今後、当協議会は保険料率の改定など国民健康保険に関する重要事項につきましてご審議を頂戴し、また答申をいただくこととなりますのでよろしくお願い申し上げます。

今後も保険者として国民健康保険事業の安定した運営に向けて、一層努力してまいり所存でございます。皆様方のご理解、ご協力をいただきながらよろしくお願い申し上げたいと思います。以上をもちまして簡単ではございますが、ご挨拶といたします。ありがとうございました。

した。

国保年金課長

大変恐縮でございますが、区長は公務が重なっているため、ここで退席をさせていただきます。また、鬼澤委員につきましては、所用のためここで退席されます。よろしくお願いいたします。

つづきまして、事務局から本日の委員の出席状況を報告いたします。

事務局

事務局です。よろしくお願いいたします。ただいまの出席委員は、鬼澤委員が退室されて19名でございます。

なお本日は、白戸委員、三浦委員、松丸委員、以上3名の委員より欠席の連絡をいただいております。これにより、練馬区国民健康保険運営協議会規則第6条第2項の規定による定足数を満たしていることをご報告いたします。

国保年金課長

つぎに、会長および会長代理の選出につきまして、区民部長からご案内をいたします。

区民部長

区民部長の齊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は任期満了に伴う改選後の最初の運営協議会でございます。あらためて会長および会長代理の選出をお願い申しあげる次第でございます。会長および会長代理につきましては、法令等の定めにより、公益代表委員の中から選ぶこととされております。これまで会長および会長代理の選出につきまして、特にご意見がなければ事務局からご指名させていただいております。ご意見はございますでしょうか。

(意見なし)

それでは、慣例によりまして事務局からご指名申し上げます。会長につきましては、区議会選出委員の中島力委員、会長代理につきましては区議会選出委員の酒井妙子委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

異議なしの声あり

ご異議がないようですので、会長には中島力委員、会長代理には酒井妙子委員と決定いたします。ありがとうございました。

国保年金課長

それでは、中島委員には会長席に、酒井委員には会長代理席にお移り願います。

事務局の司会進行へのご協力ありがとうございました。

それでは、会長および会長代理のご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会長

今、会長という役目をいただきました中島力でございます。おかげさまで私も在職31年目になりますが、国保が大好きでございまして、この協議会をやめるわけにはいかないので、またさせていただくことになりました。酒井妙子議員ともどもがんばっていきたいと思っています。よろしくご協力をお願いいたします。ありがとうございます。

会長代理

ただいま会長代理の選任をいただきました酒井妙子でございます。この1年間、中島力会長を支え、運営がスムーズにいきますようしっかりがんばっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

会長

それでは、ここからは私の方で議長を務めさせていただきます。

まずはじめに、会議録の署名委員の選出でございます。当運営協議会規則第8条第2項によりまして、会議録には、議長および2名以上の委員が署名をするものとなっております。この署名委員2名の選出でございますが、私にご一任いただければと存じますがいかがでしょうか。

異議なしの声あり

ありがとうございます。それでは私の方から指名させていただきます。従来、被保険者代表委員と保険医・保険薬剤師代表委員からそれぞれ1名ずつ選出いたしておりますので、この度は、被保険者代表の豊田委員と保険医・保険薬剤師代表の町野委員のお二人にお願

いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。なお本日は、保険者からの諮問事項はなく、報告事項が3件ございます。まず報告事項1について説明をお願いします。

国保年金課長

資料についての確認

新任の委員の方がいらっしゃいますので、練馬区の国保の状況について簡単にお話をさせていただきます。今、確認をさせていただきました「ねりまの国保」の15頁をお願いいたします。被保険者の加入状況という頁になっております。(1)年度別被保険者等の加入状況の表をご覧ください。こちらは、練馬区国保加入世帯数および被保険者の各年度における年度末と平均の数値を示したものです。平成19年度から平成20年度にかけて、加入世帯数、被保険者数が大きく減ってございます。こちらにつきましては平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されたため、このように加入世帯数、被保険者数が減っている状況でございます。表でご覧いただけるとおり、練馬区の国保の加入者数は減少の傾向でございまして、平成23年度における平均世帯加入率は36.6%、平均被保険者加入率は28.6%となっております。

つづきまして、23頁をお願いいたします。上の方に医療費の推移についての表を記載してございます。一人当たりの医療費、一世帯当たりの医療費ともに平成19年度から平成20年度にかけての後期高齢者医療制度の開始に伴い、大きく減ってはおりますが、平成20年度以降につきましては年々増加しているというものでございます。

つづきまして、31頁をお願いいたします。6の保険料の部分のかっこをしてあります保険料賦課の状況という項目がございます。昭和34年から平成12年3月までは東京都の特別区国民健康保険事業調整条例というものがありまして、この条例に基づき、各区におきましては東京都の調整のもと一体的な国民健康保険事業の運営を行ってまいりました。都区制度改革の実施に伴いまして、平成12年3月にこの条例は廃止されましたが、特別区におきましてはこれまで一体で国民健康保険事業を運営してきたという経過から、引き続き一体的運営を維持することとし、保険料につきましては介護分保険料の所得割以外は共通の保険料率と

なっております。この部分についてももう少しだけご説明をさせていただきます。「国保のしおり」の34頁をご覧ください。見開きになっている頁のなかほどのところに保険料についての説明がございます。図にありますとおり 医療分保険料、後期高齢者支援金分保険料、介護分保険料の合算した額が国民健康保険料の年額となります。このうち、先程申し上げた の介護分保険料の所得割を除いて、特別区共通で料率、均等割額を決定しているものでございます。

次回の協議会におきましては、平成26年度にむけた保険料率の改定案等を当協議会にお諮りしていくこととなります。どうぞよろしくお願いいたします。

つづきまして、資料の1についてご説明いたします。

報告事項1「社会保障制度改革国民会議報告書の概要(国保関係)について」説明

会長

ただいま報告がありました内容につきまして、何かご質問等あればご発言をよろしくお願いいたします。

委員

社会保障制度改革国民会議の最終報告が出されたということでご説明いただきました。特に最初の1から4でご説明いただきました広域化の問題ですが、区長からあいさつがあったように今までは保険者は練馬区でした。これが広域化されることによって東京都に移るということで、いくつかの問題点がこの間も議会のなかで議論されてきていますし、区民の皆さんからも懸念の声が出てきています。先程あいさつのなかにあった練馬区の一般会計からの繰入金ですね、保険料が毎年上がるなかで、高すぎる保険料が払えないという方が増え、滞納している方も増え、資格証も増えているなかで、この一般会計の繰入れについて、広域化に伴ってどのように変化していくのかこの点について確認をさせていただきたい。

国保年金課長

広域後の財政運営の在り方につきましては、まだ具体的なものが示されておりません。ただ国民会議の報告のなかで、低所得者対策をしっかりとすべきだというような考え方も示されており、そういったものも含めまして今後示されるものについて、動向を注視してまいり

たいと考えております。

委員

動向を注視するとはいえ、この問題は通常国会を通れば、具体化されていき、なかなか区民の意見が通らないようなことになってしまいます。広域化されることによって保険料の値上げがされていくということはいろいろなところで言われていることです。それによって上がってきた収納率がまた下がる、先程お話があったように若い人がなかなか、いろいろな理由があるのでしょうけれども保険料を納めることができない、あるいは納めないという状況を生まないようにするためにも身近な自治体が保険者として、国保財政、国保の運営を担っていくことがベストでないかと思っています。

それからこの協議会の在り方についても少し心配をしています。後期高齢者医療制度ができた時に広域化ということで、広域行政になってしまって被保険者の皆さんの意見が後期高齢者の制度のなかに取り込むことができない。国保協議会と同じような会議体が設けられたのですが、位置づけがまったく違って、その権限、役割が歪められているという事態が後期高齢者医療制度のなかでも起きています。この国保協議会の役割が今後どうなっていくのか教えていただけますか。

国保年金課長

当協議会につきましては、国民健康保険に関する重要事項を諮問させていただき、審議していただくということでございます。事務局といたしましては、諮問が必要なものについてご意見をいただくという考え方につきましては変更ございません。

会長

公益代表議員の皆さんは議会のなかでも発言するところがございますので、ある程度自粛していただきたいと思っています。あとの被保険者代表委員の皆さんには発言をしていただくようお願いしています。よろしく願いいたします。ご理解いただきたいと思います。

委員

私も以前から国保の運営協議会の委員は何度がさせていただいて、中島会長とも同じような議論を重ねていまして、最小限に質疑はとどめているつもりでございます。

運営協議会の位置づけですが、広域化が仮にされたとしても、この協議会の位置づけや役割、存在というものは引き続き今までどおりということによろしいのでしょうか。

国保年金課長

保険者が都道府県化されて、徴収部門、事業については引き続きという方針が出されていますが具体的な仕組みにつきましてはまだ情報等が一切来ていない状況でございます。そういうなかで、この運営協議会が存続するのかが決まってくるのかなというところでございます。今のところ、そういったことについて申し上げることができないというのが現状でございます。

委員

国保の運営にあたって被保険者であります区民の皆さんが直接、区の方針や考えを聞く機会、保険料の値上げの答申を行うときに意見を聞く機会というのが、唯一この協議会だと私は思っております。区としてもこの立場で国に意見を言っていたきたいと思えます。

会長

ありがとうございました。このほかご質疑ございますか。

委員

先程ご説明のありました資料でございますが、資料1の12番の「多くの非正規労働者が国保に加入している状況を踏まえ、被用者保険の適用拡大を進めていくことも重要」というところの「被用者保険の適用拡大が重要」というのがよくわからなかったもので、教えていただきたい。

区民部長

現在、非正規といわれる派遣やアルバイトの方は、本来、保険制度、年金制度というのは、被用者というのは雇われている人という意味ですから、雇主の保険に加入するのが本来の形です。ところが今は、アルバイトの方たちや派遣の方たちも雇主である派遣会社の保険に入らないで、国民健康保険に入っています。本来の形は雇主が責任を持って保険を運営していくわけです。例えば年金など言えば、本人の給料から天引きする額と同額を雇主が負担して納めるわけです。そうすることで雇主が雇用している人の生活や健康に責任を持

つというのが日本の皆年金、皆健康保険の考え方です。本来、国民健康保険の加入者は、基本的には人から雇われていない自営業者、学生などです。議員さんですとか、自営で営業されているお医者さんも国民健康保険の被保険者なのです。したがってアルバイトの方などの雇主がいる方は、広く雇主の保険に入るよう是正すべきではないかというのが、今回の資料1の12の文章でございます。

委員

どうもありがとうございます。私の方で気になっていたことがございまして、若い方でお給料が低い方が生活がっぱいな中で、いったん自分の収入としていたもののなかから改めて保険料を払うというのが、実情では難しく、徴収率が落ちるなと思いました。そういうなかでなんらかの新たな方策が出てくるといいと思っております。

会長

ご質問がないようでしたら報告事項の2をお願いいたします。

収納課長

報告事項2「平成24年度国民健康保険料の収納結果について」説明

会長

収納課長から説明がございましたが、何かご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

委員

東京都特別調整交付金のところで、練馬区は二つの項目で交付金を受けているわけですよね。収納率は特別区ごとに算出されていると思いますが、練馬区の収納率というのは特別区のなかで、東京都のなかで、どの程度のランクにあるのでしょうか。この表を見る限り水準以上ということは予想されるのですが。

収納課長

収納率の状況ですが、現年分につきましては23区中3位でございます。また、滞納繰越分につきましては23区中トップでございます。合計で23区中3位という順番になってございます。なお、特別区は全国的には一番低いレベルでして、そのなかでのトップというものでござ

ざいます。

会長

その他にございませんか。それでは他に質問がございませんので、報告事項の3に移ります。

国保年金課長

現在お使いの国民健康保険の被保険者証の更新についてご報告させていただきます。こちらの有効期限が平成25年の9月末までとなっております。10月からの新しい保険証については、9月の初旬には順次発送予定でございます。

また、今般、地方税法が改正され延滞金等の利率が引き下げられたことに伴いまして、地方税法を根拠に延滞金の割合を規定している練馬区国民健康保険条例の一部改正を12月の練馬区議会、第4回定例会で行う予定でございます。

会長

他に何かございますか。

区民部長

今回の運営協議会でございます。時期については未定でございますが、一応年明けを予定しております。決まり次第、皆様にご案内を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、先程、課長の方から申し上げましたが、地方税法の改正に伴いまして延滞金等の利率が、実際には延滞金の利率は下がるという予定でございます。議会の日程に合わせて、定例会の方で改正を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございます。日時が決まり次第ご案内をするということでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

他に何かご質問がございましたらご発言をお願いします。

委員

初めてなので、構造がわからないので質問をしたいと思います。今日の国民健康保険協

議会というのは、収納のお話と財政のお話を伺っているのですが、支出のところですね、例えば医療費は高くなっているとか、いくつかよくわかっているのですが、どんなところにいただいたお金を使っているのか、というのは、ここでは説明がされたりはしないのでしょうか。

国保年金課長

いただいたご意見を参考に、そのようなご説明も申し上げたいと考えてございます。

委員

先程の社会保障の国民会議のところでは財政運営は県がするということですが、収入と保健事業は区がするというところだったと思うので、収納率はもちろん高いのはいいことですが、あるお金をどう使うのかというのは区がまかされていると理解してよろしいのですね。要するにここでいう保健事業をどんなことをするかというのは、要するに医療費が上がらないようにするお仕事とか、みんなを元気にするための健診や予防の仕事は国や県ではなくて区がされるということですね。

国保年金課長

それはまだわかりません。

委員

わからない。それでは、先程の資料1の5番なかで、引き続き市町村が担うことが適切と書いてあるけれども、保健事業を引き続きするかどうかはわからない。

国保年金課長

収納率の向上、医療費適正化に伴う医療費抑制のインセンティブがあるような仕組みを構築すべきというような考え方はなされておりますが、そのお金がどういった流れになるのかといったところについては、まだ正式なものが示されておられません。今、委員がおっしゃったような形で、変わらないというところかなとも思いますが、まだそのあたりは正式な考え方が示されていないという状況でございます。

委員

ありがとうございます。もうちょっとシンプルに質問を変えますと、例えば今、特定健康診査の予算が確かどこかに載っていましたが、それ以外の例えば、何をやっていらっしゃるのか

よくわかりませんが、国保として保健事業をいろいろされていると思うのですけれども、そういうどんなことをやっているよ、どんなことをしていくよ、というのはここでみなさんと議論するか、どんな現状だという話し合いはしないのでしょうか。

国保年金課長

これまでの会の在り方としましては、区長の方から諮問をさせていただいて、それに基づいて答申をいただくという流れになっております。諮問の内容につきましては、国民健康保険料率などの国保の重要事項についてご審議をいただくということになってございます。ただ、今委員からご意見をいただきましたので、事業全体がわかるようなものについて、この場で集まってお話をするという方法もありますが、わかりやすい資料などをお作りして各委員にご案内さしあげるといことも考えられます。いずれにしましても、そういったことを含め国保事業について、この会の委員の皆さんが共通認識をもてるようにわかりやすさに努めてまいりたいと考えてございます。

委員

やはり自分が暮らしている町ですから、徴収率が上がるというのは区の財産にとっていいことですけれども、暮らしている人たち、先程も生活に困っている方も含めていろいろあると思うのですけれども、各個人が平等にどんなサービスを受けることができるのかということも非常に大事ですし、病気にならないようにどんなことに気をつけたらいいのか、自分にできるところというのもあるかと思えます。そのへんのところでどんなサービスがあるのかということも非常に興味のあるところであります。もしそれがフィットしないのであれば、他のことをしていただくのもいいかと思えますので、限られた予算ですから収納率と出るお金ということも興味があります。ぜひよろしく願いいたします。

会長

ご理解ありがとうございます。他にないようですので、本日の運営協議会はこれで閉会いたします。皆様のご協力によりまして、協議会が無事終わることができました。本当にありがとうございます。